

全国海運組合連合会
第309回理事会議事録

日 時 平成25年7月17日(水) 12:00~13:35

場 所 神戸市・生田神社会館・4階会議室

出席者 理事39名 (別紙名簿の通り)

議 題

1. 平成25年度総連合会派遣委員推薦承認の件 (資料1)
2. 平成25年度全海運委員会委員承認の件 (資料2)
3. 平成28年度以降の暫定措置事業に係る件 (資料3)
4. 内航主要オペレーター輸送動向(5月分)に係る件 (資料4)
5. そ の 他
 - (1)平成25年度各地区船対協活動助成金について (資料5)
 - (2)船舶安全法施行規則一部改正について (資料6)
 - (3)船舶設備規程一部改正について (資料7)
 - (4)小規模事業者用「安全管理規程」ひな形について (資料8)
 - (5)その他

議 事

定刻、事務局より過半数の理事の出席を得て本理事会は適法に成立した旨報告し、定款の定めにより小比加会長が議長となり開会挨拶があり、本日の理事会は総連合会派遣委員、全海運委員会委員等人事関係議案、並びに28年度以降の暫定措置事業等について慎重審議を願うため開催したと述べ、本理事会の議事録署名人として議長の他、原田副会長及び寺岡副会長を指名し、議事に入った。

議 題 1. 平成25年度総連合会派遣委員推薦承認の件

議長の指示により、事務局は大要以下の通り説明した。

本件については、通常総会後の臨時理事会において時間的制約から執行部一任を頂き、総連合会理事会において、平成25年度の総連合会委員会委員長担当組合の割り振りが行われた結果、前改選期と同様の割り振りとなったことを踏まえ、去る6月21日(金)全海

運正副会長会議を開催し検討の上、資料登載名簿の通り提案するものである。

以上の後、議長が本件を諮った処、異議無く承認された。

議題2. 平成25年度全海運委員会委員承認の件

議長の指示により、事務局は大要以下の通り説明した。

当該委員会委員については、原則前年度就任組合に推薦方要請し、議題1同様去る6月21日(金)正副会長会議において検討の上、資料登載名簿の通り提案するものである。

なお、委員長については総務委員会規約並びに委員会規約に基づき、前改選期同様会長指名としたものである。

以上の後、議長が本件を諮った処、異議無く承認された。

議題3. 平成28年度以降の暫定措置事業に係る件

議長の指示により、事務局は大要以下の通り説明した。

本件については、昨年5月、国交省と総連合会の間で合意案が取り纏められた処であるが、その後、財務省において予算執行調査が行われ、①暫定措置事業を早期に終了させること、②新規建造と代替建造の納付金単価の格差是正を行うこと、の2点が指摘され、国交省と財務省との協議の中から総連合会に対し、格差是正に向けたイメージ図が示された。

イメージ図には具体的な納付金単価、格差是正の時期等何ら示されていなかったが、全海運を除く4組合は概ね合意するとの意思表示があった。しかしながら、当全海運では具体的な納付金単価、格差是正の具体的な時期等が明示されなければ組合員の了解が得られないとして回答を保留し、小比加会長私案を基に三部会・プロジェクトチーム・理事会等で検討をしてきた処である。

全海運として取り纏めた案は、(一般貨物船をモデルとして)

- ① 28年度～32年度の5年間は当初の合意案単価を維持すること。
- ② 33年度～35年度はAとC a単価差を1/2にする。BとC b単価差もそれに付随させる。
- ③ 36年度に於いてA単価を1万円増額し、C a単価を3千円引き下げて統合させ、格差是正を完結させる。BとC b単価差もそれに付随させ、格差是正を完結させる。

と言うものである。

今回取り纏められた総連合会案は7/2国交省に提示しており、その内容は100%全海運案を取り入れたものとなっている。その理由付けをしたものが資料(3-1)である。

また、資料にはないが、全海運が格差是正案を検討する前提条件としていた被代替船の保有期間の取扱い、ガット船・曳船・小型タンカーの取扱い、更には預託金の早期償還についても別途要望している処である。

以上の後、議長は、28年度～36年度までの単価を設定しているが、景気の変動等を見ながら一定期間経過後見直しすることを求めている。また、納付金収入が思わしくなければ、見直しの結果、納付金単価が上がると言うことも念頭に置く必要がある。ガット船・曳船・小型タンカーの取扱いに関しては、国の政策として固定させるための裏付けとなる根拠について、総連合会に説明を求めてきている模様である等付言し、意見を求めた処特になく、了承された。

議題4. 内航主要オペレーター輸送動向(5月分)に係る件

議長の指示により、事務局は大要以下の通り説明した。

本件については、毎月月初めの速報値を報告していたが、品目によっては実績値と大きな乖離が見られたこともあり、今後は実績値を以て報告することとなったものである。

貨物船については平成24年度2月までは減少傾向にあったが、3月以降若干持ち直し増加傾向が見られるようになった。

油送船については、今年に入ってから減少傾向となて4月以降も引き続いており、厳しい状況にある。

この後、議長並びに関係理事から補足説明が行われた。

議題5. その他

議長は報告事項に関して事務局に順次報告方指示し、事務局は大要以下の通り報告した。

(1) 平成25年度各地区船対協活動助成金について

各地区船対協から提出された24年度事業報告、並びに25年度事業計画を精査し、特に予算額変更の要素も見当たらないことから、各地区とも昨年度と同額の助成金となった。

(2) 船舶安全法施行規則一部改正について

全海運は従来から沿海区域を50海里に拡大方要望し、各先生方にもご尽力いただいていた処であるが、国際法上多大な労力が必要となり、拡大が可能な海域からの実現に向けて、閣議決定された「規制・制度改革に係る方針」に基づき、国交省内に設置された「沿海区域の一部拡大に関する検討会」において、以下の5海域について一部拡大することが適当との結論が出され、平成25年6月28日船舶安全法施行規則一部改正が交付されたものである。

拡大海域 ①尻屋埼沖 ②鹿島灘 ③伊勢湾沖 ④飛島沖 ⑤金沢沖

(3) 船舶設備規程一部改正について

ILO海上労働条約に関し、船員の労働条約に関する統一的な国際基準として整理・統合し、先般国内法の船員法改正が行われ、今般船舶設備規程の一部改正が行われるものである。

適用対象船舶は、遠洋区域、近海区域、沿海区域を航行する船舶(200総トン未満の船舶で国際航海に従事しないもの及び2時間限定沿海船を除く)であって、海上労働条約が我が国で効力を生じる日(来年8月頃が想定される)以後に建造着手された船舶である。

改正の概要としては

①船員室等の天井の高さ ②船員室等の位置 ③空調設備の設置 ④照明設備の設置
⑤船室の定員 ⑥寝台の長さ及び幅の拡大 ⑦食堂の設置 ⑧衛生設備の設置 ⑨事務室の設置 ⑩その他

となっている。(詳細は資料ご参照)

(4)小規模事業者用「安全管理規程」ひな形について

既存のオペレーターは、安全管理規程を作成し、運輸局に提出して頂いている処であるが、今般、今後新規に登録される従業員5人以下の小規模オペレーター向け安全管理規程のひな形が作成されたので、参考に供することとなった。当該事業者がおられた場合はご指導頂きたい。

以上で全ての審議事項が終了したので、議長は謝辞の後、13:35閉会を宣した。

以 上